

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和



当会で書類の事前確認を行います！

※会員限定

【給付額】

上限 30 万円 (個人事業主等の場合)

【確認受付期間】

5月21日(金)まで

【給付対象】

- ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
 - ②2019年比または2020年比で、2021年1月、2月または3月の売上が50%以上減少
- ※詳しくは相談窓口 ☎0120-211-240(毎日 8:30-19:00) へお問い合わせいただくか、または一時支援金 HP(<https://ichijishienkin.go.jp/>) をご確認ください。

お問い合わせの流れ▼▼

- ①給付対象に当てはまるかどうかを確認する
- ②一時支援金 HP にて仮登録を行い、申請 ID を取得
- ③下記必要書類を揃え、当会へ予約の電話 (☎03-3656-0621) をする
- ④必要書類を持参し当会へ来局 (予約制)
- ⑤ご本人で電子申請またはサポート会場で申請

必要書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも必要書類がございますので、詳細はホームページでご確認ください。

※給付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出を求める場合がございます。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

法人

履歴事項全部証明書

個人

運転免許証 + マイナンバーカード or 住民票 + パスポート or 各種健康保険証

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められますので、詳細はホームページでご確認ください。

2 収受日付印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書類の控え

法人

個人

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

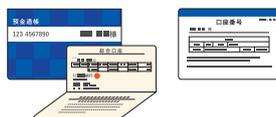
3 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)

事前確認	全て
申請	2021年対象月の売上台帳のみ

4 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳

事前確認	事業の取引がわかる全てのページ
申請	通帳のオモテ面と通帳を開いたページ

電子通帳画面コピー



5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

※ホームページからダウンロードできます。



6 2019年～2021年の各年1～3月における顧客の情報がわかる取引先情報一覧

※ホームページからダウンロードできます。

事前確認	不要	申請	必要
------	----	----	----

